**豊浦町商工会公的資格助成制度実施要領**

（目的）

第１条　この要領は、会員事業者の役職員等の資質向上に向けた自己研鑽による企業繁栄を図るため、豊浦町商工会（以下「本会」という。）が実施する公的資格助成制度（以下「本制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　本制度の助成対象は、次の者とする。

　　(1)法人は、代表者及び役員、雇用保険被保険者である従業員とする。

　　(2)個人は、事業主及び給与支払いのある家族専従者、雇用保険被保険者である従業員とする。

（対象資格）

第３条　本制度の対象資格は次のとおりとし、生業と関係性があるものとする。ただし、新事業展開や新分野進出による資格も対象とする。

　　(1)法律に基づき、国または国から委託を受けた公的機関が実施する資格

　　(2)公益法人等が実施し、所管する官庁や所管大臣が認定する資格

　　(3)各業界に関連のある公益法人等が認定する資格

　　(4)上記各号のうち、級が設定されている場合は３級から対象

２　本制度の対象とならない資格は、次のとおりとする。

　　(1)メーカー及び民間団体、文化団体、個人等が独自に主催した資格

　　(2)生業との関係性が低い資格

　　(3)生業との明確な区分ができない資格（例：普通自動車免許等）

　　(4)無試験で認定される資格

　　(5)資格更新

（助成対象費用）

第４条　助成対象費用は、資格取得する際の受験料及び資格認定料、資格試験主催元が斡旋する教本、テキストとする。

２　助成金は、一資格につき、受験料等合計額の２万円を上限とする。

３　資格取得者お一人につき、一申請期間２資格までとする。

４　助成金は、本会の予算範囲内とし、申請額が予算額を超える場合は、比例配分とする。

（助成金申請）

第５条　助成対象となる試験に合格し、助成金を申請する場合は、所定の様式に助成対象費用に係る領収書等証拠書類（写し可）を添付し、本会へ申請するものとする。

（申請期間）

第６条　公的資格助成金の申請は、前年１年分（1月1日から12月31日）をもって、翌年１月中とする。

（審査会）

第７条　総務企画委員会は、２月中に審査会を開催の上、助成の可否を決定する。

（助成金の支給）

第８条　助成の可否決定後、申請者に対して速やかに通知書を交付するとともに、可とした申請者に対して、指定された金融機関口座へ助成金を振り込むものとする。

２　助成可とした申請者のうち、別表１に掲げた難関資格合格者には、別途お祝いとして、豊浦町商店街協同組合発行の商品券１万円分を支給するものとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、総務企画委員会が協議・具申し、会長が別途定めるものとする。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 国　家　資　格 | 公　的　資　格 |
| 　中小企業診断士　司法書士　行政書士　宅地建物取引主任者　土地家屋調査士ガス主任技術者土木施工管理技士〔１級〕測量士一級建築士建築施工管理技士〔１級〕 | 日本商工会議所簿記〔１級〕　建設業経理士〔１級〕 |

附　　　　　則

１　この実施要領は、令和５年４月１日から実施する。ただし、令和５年のみ申請期間を４月１日から１２月３１日までとする。